

売上高 10 億円突破支援プロジェクト 質疑応答集

令和 8 年 6 月 15 日作成
長野県産業労働部経営・創業支援課

No.	質問	回答
1	<p>・当社は海外に議決権の 50%以上を有する法人がある。当社および当該海外法人は「企業グループ」として標記プロジェクトへ応募することとなるが、その際の売上高の算出方法について教えてほしい。</p>	<p>・標記プロジェクト実施要領第 2 条第 1 項第 1 号にあるとおり、「全ての企業の売上高を合計」することを基本とします。<u>ただし、企業グループを 1 つの企業とみなした場合、グループ外への販売総額が実質的な売上高であることから、グループ内全ての企業の売上高合計からグループ内企業間の取引額を減算した額を、当該企業グループの売上高とすることもできるものとします。</u></p>
2	<p>・当社は、県外の中小企業（県内に拠点はない）が議決権の 50%以上を有しており、県内に主要拠点を有する中小企業となるが、本プロジェクトに応募することは可能か。</p>	<p>・同社と県外の中小企業をグループとみなした場合、親企業が県内中小企業ではないため企業グループとしての本プロジェクトへの応募は出来ません。また、当該県外の中小企業が議決権の 50%以上を有するため、一般的には同社はプロジェクト実施に係る当該企業の意向を踏まえる（同社単独での自由かつ迅速な意思決定が難しい）と想定されることから、原則、同社単独での応募も不可とします。<u>しかし、同社が自由な意思決定のもと本プロジェクトを実施できることが明確（例えば、当該県外の中小企業が同社のプロジェクト実施を全面的に支援（同社の意思決定を全面的に支持）する意思が明確に分かるなど）な場合は、この限りではありません（同社単独での応募を可とします）。</u></p>
3	<p>・当社は本社登記が県外であるが、県内に拠点を有する。県内に主要拠点があるかの判断についてはどの様に行うのか。</p>	<p>・例えば製造業の事業者様であれば、生産拠点や研究開発拠点が県内に所在する、商業・サービス業の場合は基幹店（旗艦店）が所在するなど、各事業者様の実態を踏まえて判断させていただきますので、個別にご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>・なお、中小企業成長支援補助金や中小企業国内販路開拓助成金へご応募いただく際は、応募要件として「履歴事項全部証明書」を求めています。当該書類に主要拠点が登記されていることを確認いたしますので、ご留意のほどお願いいたします。</p>